

日時・場所	平成28年10月14日（金） 10時30分～ 庁議室
出席者	山仲市長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、大藤政策調整部政策監、遠藤総務部長、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長、藤池教育部長（代理：杉本次長）、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 三上小学校において、市内の建設業者が社会貢献活動の一環として、災害時用のかまどベンチを子どもたちと一緒に製作され、贈呈された。様々な地域貢献活動を団体や事業所が実施されているが、そのような活動や支援があってはじめてまちが成り立っていることを認識しておくこと。
- ・ 年度後半の予算編成時期に入ったが、改めて潜在的なニーズ、顕在化しているニーズを精査した上で、必要な事業の立案、予算計上を行うこと。なお、日頃から言っているように、どのようなニーズが存在するのか、どのような事業を実施する必要があるか等は、年度後半の予算編成時期に改めて考えるのではなく、日々の仕事の中で課題として拾い上げるよう努めること。

2. 報告事項

① 「永原御殿」の史跡指定と整備計画の方向性について

〔所管： 教育委員会〕

永原御殿の国史跡の指定と、その後の発掘調査・公有化・保存整備を進めるにあたり、地域・地権者の合意形成が不可欠であることから、事前に史跡指定と整備計画の方向性を示し、理解を得た上で事業を進める。平成29年度から調査業務等に着手し、平成31年度の国史跡の指定をめざす。平成32年度以降に整備に向けた計画策定、平成35年度以降に整備工事を予定している。

→本事業は地元の協力が不可欠であるとともに、様々な分野に関わるため、市の総合的な事業と位置付けて取り組むこと。

② 野洲市コミュニティセンターの管理者の指定について

〔所管： 市民部〕

市内のコミュニティセンターは、平成18年度より指定管理者制度を導入し、各学区の自治連合会会長等を指定管理者とし、施設の管理運営を行ってきた。この間、指定管理者の更新を2度行い、地域密着型施設であり公募には向かないことから非公募で自治連合会会長等を管理者に指定している。この度、第3期の指定管理期間が平成29年3月31日で終了することから、引き続き5年間自治連合会会長等を非公募により管理者に指定すべく事務を進める。

③ 野洲市人事行政の運営等の状況公告について

〔所管： 総務部〕

条例に基づき、人事行政の運営等の状況を公表する。10月度全員協議会に提出し、11月広報に掲載する。

④ 第10次野洲市交通安全計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

〔所管： 市民部〕

野洲市交通安全計画は、「交通安全対策基本法」を根拠に国の作成する「交通安全基本計画」に基づき、国、県、警察、消防と市から構成される「野洲市交通安全対策会議」で決定する法定計画で、野洲市の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である。第9次野洲市交通安全計画が平成27年度で計画期間が終了したことを受け、平成28年度から平成32年度の5ヶ年計画を作成するものである。計画（案）について、11月1日（火）～11月21日（月）の期間でパブリックコメントを実施する。なお、計画（案）は10月4日に開催された第1回野洲市交通安全対策会議の議案として説明を実施している。計画（案）では、年間の交通事故死亡者数ゼロ、交通事故発生件数を240件以下にすることを目標としている。

⑤ 野洲市選挙管理委員会委員・補充員候補者の推薦について

〔所管： 総務部〕

市内の選挙管理委員会委員・補充員は、平成28年11月16日をもって任期満了となる。これに伴い、11月の市議会（臨時議会）にて選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行う必要があることから、選挙管理委員会委員（4人）及び補充員（4人）の候補者となるべき方の推薦について、野洲市自治連合会役員に依頼している。

⑥ 委任専決処分の報告について

〔所管： 総務部〕

平成28年9月7日、野洲北中学校において、同校生徒がグラウンド整地中にフェンスに向かって投げ捨てた石が、敷地外の市道へ飛び出し、通りかかった普通乗用車のフロントガラスに接触し破損させた事故に対し、損害賠償の額を定める。

⑦ 野洲市くらし支えあい条例の施行と手続の簡素化について

〔所管： 市民部〕

野洲市くらし支えあい条例を平成28年10月1日に施行したが、この条例により野洲市内で訪問販売を行うためには、申請・登録が必要であり、申請受付は10月1日から行っている。本登録にあたっては、どの事業者も一律に暴力団員等排除の手続が必要であるが、国の免許等を受けている事業者のうち、暴力団の排除の審査が既に諸法令により行われているものについては簡素化するとともに、条例における訪問販売の定義に適用除外の規定を加えること等の改正を検討する。改正条例は2月議会に上程する予定。

→他制度でも同様の問題がないか、確認しておくこと。

⑧ 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について

〔所管： 教育委員会〕

国、地方の教育委員会及び学校が児童生徒の学習状況の実態を把握したうえで、施策及び教育活動を改善する目安とするため平成28年4月19日に実施された平成28年度全国学力・学習状況調査について、本市小・中学校の結果を公表する。特徴として、まじめに取り組んでいる成果が出ているが、知識の活用、表現、書き表すことの弱さが課題となっている。なお、現在の中学校3年生の生徒が小学校6年生のときに将来の夢や目標を持っていると答えた割合は73.3%であったが、現在は42.2%に減少している傾向があった。

→結果については、大人の問題、家庭の問題、まちの問題でもあるので、まちづくり全体における課題として捉えた上で、課題解決に向けた取組を積極的に進めること。

⑨ 全員協議会への提出事項について

〔所管： 総務部〕

報告事項16件、会議結果報告事項3件、連絡事項4件を10月度全員協議会へ報告する。

→委任専決処分の報告は、野洲北中学校における車両破損事故に関する内容であるので、説明方法について調整する。

3. 協議事項

① 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

〔所管： 環境経済部〕

本市の水道事業は、給水人口の伸び悩み及び節水器具の普及等による水需要の落ち込みにより給水収益の減収が続き、経営状況は年々厳しさを増している。一方、市内の水道施設は老朽化が進んでおり、計画的な施設更新と地震等の災害に強い施設整備が必要不可欠となっているが、脆弱な財政状況のため更新事業が進んでいない。こうしたことから、市民に安全で安心、かつ安定して水を供給するため水道料金を改定するにあたり条例を改正するものである。

→平成27年4月1日現在、家庭用の口径13mmで1か月につき20㎡使用した場合の税込料金は、県内で野洲市が最も安い料金となっている。これは、これまで設備更新費用を積み上げず、料金を低く抑えてきた結果であり、今回の改正では設備更新費用を含めて値上げをするものである。これらを明確に説明すること。

4. その他伝達事項

- ・ 市長選・市議補選について、10月16日告示、10月23日投開票となるので協力願う。
- ・ 税務課と納税推進課の配置換えを行う。
- ・ 野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例について、制度設計にあたり再度精査することとした

ため、2月議会での上程にスケジュールを変更した。

- 新クリーンセンターの本格稼動を少なくとも1か月延期した件について、建設業者から、10月末の市への引渡しは困難であり、11月中旬の引渡しを目途としたい旨の報告があった。建設業者からは顛末書を提出していただく。
- 市立病院整備については、医療や福祉だけの課題ではなく、市民のために何がベストかという観点で、市行政全体の課題として進めるよう共通認識を持つこと。
- 選挙運動期間には市長公務を原則入れていない。仰裁による市長決裁は行う。なお、やむを得ず協議を要する場合は、広報秘書課と調整願う。

5. 次回部長会議

10月24日（月）8時45分～ 庁議室